

# 平成29年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成29年3月17日(金)午後1時30分  
場 所 宇都宮市役所4階 4A会議室

## 平成29年第1回宇都宮市公平委員会次第

3月17日（金）午後1時30分  
宇都宮市役所4階 4A会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
  - 日程第1 議案第1号 事務職員の任免について
  - 日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について
  - 日程第3 議案第3号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を平成29年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成29年3月17日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記長）に併任する者

事務職員 佐藤 齊

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 八谷 賢治

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記長）の併任を免ずる者

事務職員 川俣 浩

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 若井 美幸

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を平成29年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成29年3月17日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記長） 佐藤 齊
- (2) 事務職員（書記） 八谷 賢治

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 川俣 浩
- (2) 事務職員 若井 美幸

議案第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 3 月 17 日提出

委員長 白 井 裕 己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の款人事課の項中「主査（係長を除く。）」を「副主査」に改め、同部出先機関の款地域自治センターの項及び緑の相談所の項を削り、同表教育委員会の部事務局の款本庁の項中「課長 主幹」を「課長 室長 主幹」に、「係長 主査」を「係長 副主査」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。